

部長会議付議事案書（令和 8 年 8 月 4 日）

No.	(1) 事案名		(2) 提案趣旨（要点をまとめて簡潔に）
報告 2	秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について		平成25年4月13日に施行した新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条では、市町村に対し、新型インフルエンザ等の発生に備えた市町村行動計画の作成が義務付けられています。 これを受け、本市では平成26年10月に秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「行動計画」という。）を作成しましたが、令和6年以降、新型コロナ対応を踏まえ、国及び神奈川県は各種行動計画を全面改定しました。そのため、本市行動計画についても、国及び神奈川県の各種行動計画を踏まえた内容に改定し、平時の備えの充実を図るとともに、有事には迅速かつ的確に必要な対策を講じるため、改定案を作成しましたので、報告するものです。
提案課・報告者		資料	
健康づくり課 大庭 孝浩		有	

(3) 概要		(4) 経過（いつ・何を（が）・どうしたか）		
1 計画の趣旨・目的 本市に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項をはじめ、本市が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体やその他の関係機関等との連携に関する事項などを定め、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護することや、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となることを目的に策定するものです。 2 計画改定の目的 新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機において、より万全な対応を行うことを目指して、対策の充実等を図るために改定するものです。		いつ	何を（が）	どうしたか（主体・内容）
		H25.6	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	国が政府行動計画を策定
		H25.8	神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画	神奈川県が政府行動計画を基に、県行動計画を策定
		H26.10	秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画	秦野市が政府行動計画及び県行動計画を基に策定
		H29	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	国が一部改定
		H30	神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画	神奈川県が政府行動計画を踏まえ、一部改定
		R6.7	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	国が新型コロナ対応を踏まえ、全面改定
		R7.3	神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画	神奈川県が政府行動計画を踏まえ、全面改定
		R8.6	秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）	神奈川県に計画素案を報告するとともに、新型インフルエンザ等行動計画庁内検討会で計画素案について協議（書面開催）
		R8.7	秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）	秦野市医師会に計画素案について意見聴取
(5) 今後の進め方（いつ・どうするか）				
いつ	どうするか			
R8.8.17	議員連絡会で報告			
R8.8.18～9.16	パブリックコメントの実施（広報はだの：8月15日号掲載、意見募集：9月16日まで）			
R8.10	秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定市議会、神奈川県へ報告			

秦野市
新型インフルエンザ等対策行動計画
案



令和 8 年（2026 年） 月
秦野市

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	4
第1節 行動計画の作成及び改定	4
第2節 新型コロナ対応での経験	6
第3節 行動計画改定の目的	7
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	9
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	11
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	14
第5節 対策推進のための役割分担	18
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	21
第1節 行動計画における対策項目等	21
第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等	25
第1節 行動計画等の実効性確保	25
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	26
第1章 実施体制	26
第1節 準備期	26
第2節 初動期	28
第3節 対応期	30

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	32
第1節 準備期	32
第2節 初動期	34
第3節 対応期	36
第3章 まん延防止	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	39
第3節 対応期	40
第4章 ワクチン	43
第1節 準備期	43
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47
第5章 保健	50
第1節 準備期	50
第2節 初動期	51
第3節 対応期	52
第6章 物資	53
第1節 準備期～初動期	53
第2節 対応期	54
第7章 市民生活及び社会経済の安定の確保	55
第1節 準備期	55
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58
用語解説	60
秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画 対策項目別対応表	66

第Ⅰ部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第Ⅰ章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第Ⅰ節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）¹（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こすなど、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き、世界で新興感染症等が発生するおそれに直面しており、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として、動物からヒトへ、ヒトから動物へ伝播可能な感染症（人獣共通感染症）であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、ヒト、動物、環境の健康（健全性）に関する分野横断的な課題に対して、関係者が協力し、その解決に向けて取り組む「ワンヘルス・アプローチ」を推進し、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる、または効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

¹ 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性²の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性³が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等⁴は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないことなどから、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次のとおりである。

² 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、政府行動計画と同様に本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

³ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、政府行動計画と同様に本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

⁴ 特措法第2条第1号

- ① 新型インフルエンザ等感染症⁵
- ② 指定感染症⁶（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）
- ③ 新感染症⁷（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

⁵ 感染症法第6条第7項

⁶ 感染症法第6条第8項

⁷ 感染症法第6条第9項

第2章 行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 行動計画の作成及び改定

国は、平成25年（2013年）に、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。その後、令和6年（2024年）7月に、新型コロナ対応の経験を踏まえ、初めてとなる全面改定を行った。

また、神奈川県（以下「県」という。）においても、政府行動計画の作成を踏まえ、平成25年（2013年）8月に「神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成し、令和7年（2025年）3月、政府行動計画が全面改定されたことに伴い、県行動計画を全面改定した。

本市においては、平成21年（2009年）7月に「秦野市新型インフルエンザ対策マニュアル」を策定した後、特措法の規定に基づき、平成26年（2014年）3月に「秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を策定した。

このたび、政府行動計画及び県行動計画が全面改定されたことに伴い、感染症法及び特措法の規定により、国、県が策定した各種計画等と整合を図り、市行動計画を改定する必要がある。

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画では、本市に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項をはじめ、本市が実施する措置や体制に関する事項、他の地方公共団体やその他の関係機関等との連携に関する事項等を定める。また、SDGs⁸の理念を踏まえ、推進していく。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見のほか、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえ、国は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画の変更を行うこととしていることから、本市においても、国の動向や県の取組状況等を踏まえ、必要に応じ、市行動計画の改定を検討する。

⁸ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称

《計画の位置づけ》

(国) 新型インフル等特別措置法

(国) 新型インフルエンザ等対策政府行動計画

各対策項目において、国、都道府県、市町村等がそれぞれどう担うのか明記



整合・連携

(県) 神奈川県新型インフルエンザ等対策行動計画

政府行動計画で示された県、市町村等が担う事項を明記



整合・連携

(市) 秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画

県行動計画や市町村行動計画作成の手引きを基に市が担う事項を明記

第2節 新型コロナ対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明による肺炎の集団発生が起こり、令和2年（2020年）1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。同月には閣議決定による政府対策本部（新型コロナウイルス感染症対策本部）が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われるなど、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

県においては、令和2年（2020年）1月に武漢市から帰国した県内居住者が国内初の感染者として公表されるとともに、2月には横浜港に入港したクルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号に乗船した多数の感染者への対応が求められるなど、新型コロナ発生早期から厳しい状況が発生した。

その後、国は特措法に基づく緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナ対応を行った。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年（2023年）5月8日、国は、新型コロナを感染症法上の5類感染症に位置付けることとし、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止された。

今般、3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われたが、この経験を通じて強く認識されたことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活をはじめとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

感染症危機の影響を受ける範囲についても、新型コロナ対応では、全ての国民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった。この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

感染症危機は、決して新型コロナ対応で終わったわけではないため、市及び関係機関が常に情報共有や連携を図り、次なる感染症危機は将来必ず到来するものとして備えることが重要である。

第3節 行動計画改定の目的

政府行動計画の改定は、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行うものとされている。

国は、令和5年（2023年）9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）において新型コロナ対応を振り返り、課題を整理したところ、主な課題は次の3点である。

- ① 平時の備えの不足
- ② 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- ③ 情報発信

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- ② 国民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- ③ 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

これらの目標を実現できるよう、政府行動計画が全面改定されたところである。

市行動計画も、実際の感染症危機対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、県、そして本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康、並びに市民生活や市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、多くの市民が罹患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁹。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - イ 流行ピーク時の患者数をなるべく少なくできるよう努め、医療提供体制への負荷の軽減を図る。
 - ウ 適切な医療提供へ向けた情報提供等に努め、重症者や死亡者を減らせるようにする。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ア 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済活動への影響を軽減する。
 - イ 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
 - ウ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - エ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

⁹ 特措法第1条

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

政府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も踏まえ、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達状況等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の地域性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせ、バランスのとれた戦略を目指すこととしている。

県行動計画は、政府行動計画と同様の考え方により対策を講じており、市行動計画においても、国及び県の行動計画と整合性を図り、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、「準備期」「初動期」「対応期」の3つの一連の流れを持った戦略を確立する。具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性¹⁰等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性と対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせ、公衆衛生対策を総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて、積極的に検討することが重要である。

¹⁰ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性または抵抗性）をいう。

また、事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

このように、新型インフルエンザ等感染症対策を行う上で、市民や事業者の役割が重要であることから、市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行い、日頃から手洗いやマスク着用等の咳エチケットなど、季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策を行うことが基本となる。

さらに、重症化リスクの高い方への配慮等を市民や事業者等に呼び掛けることで、社会全体で予防を推進する必要性について理解を深め、公衆衛生対策を推進する必要がある。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症を念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、次のアからエまでの考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

ア 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に応じた対策等についても考慮する。

イ 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期収束を目標とする。

ウ 科学的知見の集積による病原体の性状把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及状況、社会経済状況等の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。

エ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化する場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す¹¹。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前述の（1）の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう次のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

¹¹ リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3部第3章第3節の記載を参照。

図表 初動期及び対応期における有事のシナリオ

時 期		有事のシナリオ
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められる。これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。 市は、必要に応じて、市対策本部を設置し、市民等に対して速やかに情報提供・共有ができる体制を構築する。市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有により、市民等の適切な判断・行動に寄与する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	国及び県の対策本部設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する。なお、この段階で新型インフルエンザ等であることが判明した場合は、国により抗インフルエンザウイルス薬やプレパндеミックワクチン等の対応が開始され、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。
	病原体の性状等に応じて対応する時期	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえ、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える。ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	最終的に、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及びワクチンを含む新型インフルエンザ等への対応力が一定の効果を得たことにより、特措法によらない基本的な感染症対策（出口）に移行する。

図表に示した初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じて各対策項目の具体的な内容を定める。また、それらの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無、また開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県又は市町村は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、次のアからエまでの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能にするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

ア 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

イ 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が市内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、本市として速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

ウ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

エ ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチンやリスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策の実施に当たっては、適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、次のアからオまでの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるように対策を講じる。

ア 科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、国からの情報提供等に基づき、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染症の発生状況等を考慮する。

イ 医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

ウ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及状況、社会経済状況等の変化に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。合わせて、対策の切替えの判断の指標や考慮すべき要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

エ 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

オ 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を様々な場面を活用して普及し、子どもを含め、全ての年代の市民等が理解を深めることのできる、分かりやすい情報の提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、国からの情報提供に基づく科学的根拠に基づいた情報により、適切な判断や行動を促せるようにする。特に国、県がまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、国、県と連携し、市民等に対して一層分かりやすい情報発信と説明を行う。

(3) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、市は基本的人権を尊重する。特措法による要請や行動制限等を実施する際、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする¹²。

¹² 特措法第5条

また、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

感染者と医療関係者、それらの人たちの家族、医療機関等に対する新型インフルエンザ等に関する偏見・差別に基づくひぼう中傷等は、これらの方々に対する人権侵害であり、あってはならない。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者などの士気を維持する観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けることが懸念される社会的弱者への配慮に留意するとともに、市民の安心を確保しながら理解と支え合いを促し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

なお、ワクチンについては、国の方針を踏まえ、副反応や健康被害のリスク等を市民に分かりやすく周知し、接種の有無による偏見や差別等が発生しないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるように制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であることなどにより、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講じるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部¹³は、政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等を平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

本市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、自宅療養者等の避難に係る情報共有等の連携体制を整えることなどを進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、本市は、国及び県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所に

¹³ 特措法第34条

おける感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

本市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

新型インフルエンザ等の発生前において、国は政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及び同会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部で基本的対処方針を決定して対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。国自らが、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹⁴。合わせて、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

なお、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品については、その調査や研究の推進に努める¹⁵とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁶。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

¹⁴ 特措法第3条第1項

¹⁵ 特措法第3条第2項

¹⁶ 特措法第3条第3項

(2) 県、市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁷。

ア 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

イ 市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び県感染症対策協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフル

¹⁷ 特措法第3条第4項

¹⁸ 特措法第3条第5項

エンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時は、その業務を継続的に実施することができるように努める¹⁹。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要がある。

(7) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、個人レベルでの基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）などを実践するように努める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄をするように努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施されている対策等に係る情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するように努める²¹。

¹⁹ 特措法第4条第3項

²⁰ 特措法第4条第1項及び第2項

²¹ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 行動計画における対策項目等

(1) 行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

各対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、次の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ア 実施体制
- イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ウ まん延防止
- エ ワクチン
- オ 保健
- カ 物資
- キ 市民生活及び市民経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、次に示すアからキまでのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

ア 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。そのため、国、県、市町村、国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）、研究機関、指定（地方）公共機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要であり、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげてい

くことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

イ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、基本的人権に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、本市は、平時から市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を求めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、情報共有のための体制整備や取組を進める必要がある。

ウ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済活動等への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と合わせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることに寄与することが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、感染を広げないように、不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、市民に周知し、理解促進を図る。また、国からの要請を踏まえ、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が地域経済活動に大きな影響を与える面があることから、国の決定を踏まえ、まん延防止対策の縮小や中止等を適宜適切に行う必要がある。

エ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、新型インフルエンザ等の発生時にワクチンを迅速に供給するため、平時から緊急時におけるワクチンの供給体制等の確認に取り組むことが重要である。また、国、県及び市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について協議し、準備をしておくことが必要である。

オ 保健

市は、県と連携し、市内の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、市民の理解や協力を得ることが重要である。

また、市は、県が実施する健康観察等に協力するとともに、患者等に関する情報共有を図り、自宅療養者等に対する食事提供など、日常生活を営むために必要な支援が円滑に実施されるよう、県と連携する。

カ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等（以下「物資等」という。）の急激な利用の増加が見込まれる。このため、市は、国の方針に基づき、平時からマスク等の个人防护具や物資等の備蓄を進める。

キ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。

また、市は市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。なお、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、複数の対策項目に共

通して考慮すべき視点及びその内容は次のアからウのとおりである。

ア 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修及び訓練等を通じて人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

イ 国、県、他市町村等との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、地方公共団体の役割は極めて重要である。国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市町村は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

本市は、新型インフルエンザ等への対応に万全を期すため、平時から、国、県、他市町村との連携体制の構築に取り組み、準備を行う。

ウ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により、新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

DX推進の取組として、市は国の方針に基づき、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国や県、医療機関等との情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

さらに、DX推進に必要な人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用促進に向けた課題の整理や検討を進める。

また、こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民一人ひとりへの適時適切な情報提供・共有を行うことも重要である。

第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 行動計画等の実効性確保

(1) 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持

行動計画は、新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、また、いつ起きてもおかしくないものであるため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことも重要である。

市は、新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運（モメンタム）の維持を図る。

(2) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(3) 定期的なフォローアップと見直し

国は、政府行動計画の改定について、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画をはじめとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるとしており、国及び県の行動計画を踏まえ、市行動計画についても、それに沿って対応する。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画等の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第Ⅰ章 実施体制

第Ⅰ節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全市一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

ア 準備期の実施体制

本市は、「秦野市新型インフルエンザ等行動計画庁内検討会」を常時設置し、関係各課等が連携・協力して対策を総合的に推進するための方策を検討するなど、発生時に備えた準備を進める。

秦野市新型インフルエンザ等行動計画庁内検討会

市行動計画の運用に必要な事項の検討・協議を行う。

【会 長】 健康づくり課長

【構成員】 総合政策課長、広報広聴課長、人事課長、防災課長、
地域安全課長、地域共生推進課長、産業振興課長、
教育総務課長、消防管理課長

【事務局】 健康づくり課

イ 市行動計画等の作成や体制整備・強化

(ア) 本市は、市行動計画を作成・変更する。また、その際には、あらかじめ、医学・公衆衛生等に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴く²²。

(イ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務

²² 特措法第8条第7項及び第8項の規定により読み替えて準用する特措法第7条第3項

を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。

- (ウ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、感染症対策部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- (エ) 本市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。その際には、国や県の研修等を活用する。

ウ 実践的な訓練の実施

本市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

エ 国及び県等との連携の強化

- (ア) 本市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- (イ) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、市内の業界団体等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある場合には、本市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて対策会議等を開催し、庁内における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

(ア) 本市は、国が政府対策本部を設置するとともに²³、県が県対策本部を設置した場合には、必要に応じて「秦野市新型インフルエンザ等対策本部」を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

(イ) 本市は、必要に応じて、第Ⅰ節（準備期）(2)イ「市行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の人員体制の強化を図るため、全庁的な対応を進める。

イ 秦野市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生した際は、必要に応じて、市長、副市長及び各部等の長から構成する秦野市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）を設置し、対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。

秦野市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等への市の対処方針、対策等を決定し、実施する。

【本部長】 市長

【副本部長】 副市長、教育長

【本部員】 各部等の長その他要綱で定める者

【事務局】 健康づくり課、地域安全課

ウ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

本市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費につ

²³ 特措法第15条

いて地方債を発行する²⁴ことも検討し、所要の準備を行う。

²⁴ 特措法第 70 条の 2 第 1 項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、ウイルス等の病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、本市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に、影響を最小限に抑えながら感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

ア 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに次の実施体制をとる。

(ア) 対策の実施体制

本市は、県等と連携し、収集した情報とリスク評価を踏まえ、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。

また、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を最大限考慮し、必要な対策を講ずる。

(イ) 職員の派遣・応援への対応

本市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²⁵を要請する。

また、新型インフルエンザ等対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める²⁶。

(ウ) 必要な財政上の措置

本市は、国からの財政支援²⁷を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行するなど、財源を確保し必要な対策を実施する。

²⁵ 特措法第26条の2第1項

²⁶ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

²⁷ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、または生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

イ 緊急事態措置の検討等について

(ア) 市対策本部の設置

本市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

また、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁸。

ウ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

(ア) 市対策本部の廃止

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する²⁹。

²⁸ 特措法第36条第1項

²⁹ 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、本市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションに係る体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー³⁰を高めるとともに、本市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(ア) 感染症に関する情報提供・共有

本市は、平時から国及び県等と連携し、感染症に対する市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う³¹。

これらの取組等を通じ、本市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについても啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生するなど、感染拡大の点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高い集団感染が発生するおそれがあることから、関係部局と連携して対策等について対象者

³⁰ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環。

³¹ 特措法第13条第1項

に理解しやすい情報提供を行う。

(イ) 偏見・差別等に関する啓発

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることなどについて啓発する。

その際、有事の医療提供体制の確保に当たっては、医療従事者等が偏見・差別等を受けず安心して働ける職場づくりが必要であることについても留意する。これらの取組等を通じ、本市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

(ウ) 偽・誤情報に関する啓発

本市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミック³²の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関しては、様々な見解があるものの、国が実施主体であることを踏まえ、国から提供された情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、本市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

イ 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

(ア) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

本市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、相談受付等を実施し、市民の理解の増進を図るため、県から協力を求められ、新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報提供を受けることが想定される。

こうしたことを踏まえて、本市は、県から情報提供を受けた際に、速やかに市民に対する周知・広報等を行うことができるよう、準備を行う。

(イ) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

本市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

³² 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。具体的には、市民等が、科学的根拠に基づき適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している国や県が提供する情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うように努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られている科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

本市は、国及び県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、次のとおり情報提供・共有する。

ア 情報提供・共有体制の整備

(ア) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、発生状況、有効な感染防止対策等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するように努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、障害者、子ども等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

(イ) 県と本市の間における感染状況等の情報提供・共有

本市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、相談受付等を実施し、市民の理解の増進を図るため、県から協力を求められ、新型インフルエン

ザ等の感染状況等に関する情報提供を受けることが想定される。本市は、県から情報提供を受けた際に、準備期にあらかじめ準備した方法等を踏まえ、速やかに市民に対する周知・広報等を行う。

イ 双方向のコミュニケーションの実施

本市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

また、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。

ウ 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることなどについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関しては、様々な見解があるものの、国が実施主体であることを踏まえ、国から提供された情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、本市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。具体的には、市民等が、科学的根拠に基づき適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している国や県が提供する情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うように努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることなどについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られている科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有するなど、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

本市は、国や県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）、実施主体等を明確にしながら、市民等に対し、次のとおり情報提供・共有を行う。

ア 基本的方針

(ア) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- α 本市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するように努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、障害者、子どもなどへの適切な配慮をしつつ、情報提供・共有、リスクコミュニケーションについて、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

- β 本市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ

細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や、相談受付等を実施し、市民の理解の増進を図るため、県から協力を求められ、新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報提供を受けることが想定される。本市は、県から情報提供を受けた際に、準備期にあらかじめ準備した方法等を踏まえ、速やかに市民に対する周知・広報等を行う。

(イ) 双方向のコミュニケーションの実施

α 本市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握等を通じて、情報の受け手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うように努める。

β 本市は、国の要請を踏まえ、コールセンター等の体制を継続するとともに、必要に応じて強化する。

また、コールセンター等に寄せられた質問事項等から、市民や事業者の関心事項等の整理を行い、関係各部で共有し、情報提供・共有する内容に反映する。

(ウ) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

本市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控えるなど、感染症対策の妨げにもなることなどについて、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関しては、様々な見解があるものの、国が実施主体であることを踏まえ、国から提供された情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

イ リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、次のとおり対応する。

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

市内での新型インフルエンザ等の発生初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長さ

れる可能性があることから、本市は、改めて、次の考え方等について可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

- a 偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること
- b 個人レベルの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること
- c 市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること
- d 事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

- a 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

- b 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

(ウ) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得るとともに、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

ア 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

本市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、保健所等に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うことなどの有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

ア 国内でのまん延防止対策の準備

本市は、県からの要請を受けて、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の確認を進める。

また、本市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

また、本市は、国及び県が講ずる緊急事態措置やまん延防止等重点措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、まん延防止対策を柔軟かつ機動的に切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

ア まん延防止対策の内容

まん延防止対策を講ずる際は、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

(ア) 患者や濃厚接触者以外の住民に対する勧奨等

市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。

(イ) 学級閉鎖・休校等の要請

本市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

また、本市は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業³³(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を教育委員会へ要請する。

イ 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

(ア) 封じ込めを念頭に対応する時期

本市は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する市民の免疫の獲得が不十分であることなどを踏まえ、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らすなどの対応により、封じ込めを念頭に対策を講ずる。

³³ 学校保健安全法第20条

(イ) 病原体の性状等に応じて対応する時期

次のとおり、病原体の性状等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状、臨床像に関する情報等に基づく国及びJ I H Sによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

a 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから、感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の市民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、封じ込めを念頭に対応する時期と同様に、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

b 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクは非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで、感染拡大の防止を目指す。

c 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、強度の低いまん延防止対策を実施する。

d 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

本市は、子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者に対して感染・重症化しやすい傾向があるなどの特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。なお、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響に留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。

(ウ) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発及び普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合は、そのリスクに応じて、(イ)に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う市民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。対策の検討に当たっては、県、保健所と連携して行う。

(I) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

本市は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

ウ 緊急事態措置の実施に係る要請の検討

緊急事態措置の実施に当たっては、本市は、地域の感染状況や医療等のひっ迫状況等の情報に基づき、県に対して、緊急事態措置の実施に関する必要な要請について検討する。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、ワクチンを開発・製造し、必要量を迅速に供給の上、円滑な接種が実施できるよう、平時から準備を進める。本市は、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、県や医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

ア ワクチンの流通に係る体制の整備

県は、国からの要請を踏まえ、管内市町村、医師会、病院協会等の医療関係団体、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、次の(ア)から(ウ)までの体制を構築する。

また、本市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(ア) 管内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制

(イ) ワクチンの供給の偏在があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

(ウ) 県と市町村の連携方法及び役割分担

イ 本市は、次の表を参考に、平時から医師会や薬剤師会の意見を踏まえ、予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種する場合に速やかに確保できるように準備する。

【準備品】	【医師・看護師用物品】
☐ 消毒用アルコール綿 ☐ トレイ ☐ 体温計、サーモカメラ ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 ☐ 手指消毒剤 ☐ 救急用品 等 ・血圧計、パルスオキシメーター等の測定機器 ・静脈路確保用品 ・輸液セット ・生理食塩水 ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤等の薬品	☐ マスク ☐ 使い捨て手袋 ☐ 膿盆 ☐ ペンライト ☐ 使い捨て舌圧子 ☐ 聴診器 等
	【会場設営物品】
	☐ 机 ☐ 椅子 ☐ ワクチン保管用冷凍庫 ☐ 冷蔵庫 ☐ 保冷剤、保冷バック 等

ウ 登録事業者の登録に係る周知

本市は、特定接種について、国が事業者に対して行う登録作業に係る周知及び登録事務に当たり、必要な協力を行う。

エ 接種体制の構築

(ア) 接種体制

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた万全な接種体制を構築するために必要な準備を平時から行う。

また、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を構築するために必要な訓練を平時から行う。

(イ) 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員については、本市を実施主体とし、原則として集団接種により接種を実施することが想定されるため、接種が円滑に行えるよう、準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、本市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、

接種体制を構築する。

(ウ) 住民接種

本市は、平時から次のとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

- a 本市は、県及び国等の協力を得ながら、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る³⁴。
- b 本市は、円滑な接種の実施のため、国が準備期に整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、居住地以外の地方公共団体における接種を可能にするよう、取組を進める。
- c 本市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種時期の周知・予約等の接種に係る具体的な実施方法について準備を進める。その際、高齢者や障害者等の要配慮者、子どもに対しても円滑に接種できるようあらかじめ検討を行う。

³⁴ 予防接種法第6条第3項

第2節 初動期

(1) 目的

準備期からの取組に基づき、国における必要なワクチン量の確保を踏まえ、接種体制の構築を行う。

(2) 所要の対応

ア 接種体制

(ア) 接種体制の構築

本市は、接種会場や接種に携わる医師、看護師、薬剤師等の医療従事者、集団接種会場の運営スタッフの確保、コールセンター等の設置、接種券の印刷等、接種に必要な体制の構築を行う。

(イ) 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

本市は、予防接種を行うために必要があると認めるときは、県に医療関係者に対して必要な協力の要請又は指示を行うように求める。

イ 特定接種

接種には、多くの医療従事者の確保が必要となることから、本市は医師会等の協力を得て、その確保を図る。

ウ 住民接種

(ア) 本市は、住民接種を速やかに開始できるよう、接種券の発送等による勧奨の方法や予約の受付方法等について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

(イ) 本市は、高齢者支援施設、社会福祉施設、障害者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が適切に接種を受けられるよう、接種体制を速やかに構築する。

第3節 対応期

(1) 目的

国の方針に基づき、構築した接種体制により接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、関係者間での随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

ア 接種体制

本市は、初動期に構築した接種体制に基づき、接種を行う。

また、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合において、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県や医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

イ 特定接種

国が、新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、本市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

(ア) 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、医師会等と協議の上、接種対象者の優先順位付けを行う。

(イ) 予防接種の準備

本市は、国及び県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施するための準備を行う。

(ウ) 予防接種体制の構築

本市は、国からの要請を受けて、接種を希望する市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(エ) 接種に関する情報提供・共有

α 本市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

b 本市は、市民に対し、接種会場や接種開始日等について、ホームページや広報紙等を通じて周知する。

エ 接種体制の拡充

本市は、感染状況を踏まえ、関係団体と連携し、必要に応じて公的な施設を活用するなど、接種会場の増設等を検討し、原則として、市内に居住する者を対象に集団接種を実施する。

また、高齢者施設等の入所者等、接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

才 接種記録の管理

本市は、市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

カ ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

本市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理される情報や、医療機関等からの予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、安全対策について市民等に適切な情報提供・共有を行う。その際、ワクチンの安全性について、様々な見解があることを踏まえ、副反応や健康被害についての情報も適切に行う。

キ 情報提供・共有

(ア) 本市は、医療機関等と連携して、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者³⁵、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について、積極的にリスクコミュニケーションを行う。

また、ワクチンの安全性について、様々な見解があることを留意しつつ、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行う。

(イ) 本市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応、健康被害救済申請の方法等)に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について、住民への周知・共有を行う。

ク 健康被害救済

(ア) 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者

35 医学的理由等による未接種者等がいることについて留意が必要である。

等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。

給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。

- (イ) 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- (ウ) 本市は、予防接種健康被害救済制度について、被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

市は、国や県から提供された感染症に係る情報を市民等と共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

(2) 所要の対応

ア 多様な主体との連携体制の構築

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や保健所のみならず、保健所管内の市町村、消防機関等の関係機関、医療機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。

イ 健康観察及び生活支援への協力に係る体制整備の構築

本市は、有事の際に、県が実施する健康観察等への協力や、自宅療養者等に対する食事提供など、日常生活を営むために必要な支援が円滑に実施されるよう、関係機関との連携体制を構築する。

ウ 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

本市は、県等と連携し、高齢者等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事の際に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症の情報共有においても適切に配慮する。

エ 研修・訓練等を通じた人材育成

(ア) 本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。

(イ) 本市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市民等に対して、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の市内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

ア 市民への情報提供・共有の開始

本市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知やQ & Aの公表などを通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。

イ 健康観察及び生活支援への協力準備

本市は、県が実施する健康観察等に協力するとともに、患者等に関する情報共有を図り、自宅療養者等に対する食事提供など、日常生活を営むために必要な支援が円滑に実施されるように努める。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した医療機関等との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保して、それぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

ア 主な対応業務の実施

(ア) 相談対応

保健所は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえ、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

本市は、コールセンター等を設けて、市民等からの相談を受け付け、感染したおそれのある者から連絡を受けた場合は、保健所の相談センターにつなげる。

(イ) 健康観察及び生活支援

a 本市は、県が実施する健康観察に協力する。

b 本市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する³⁶。

³⁶ 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

(1) 目的

本市は、物資等の備蓄の推進等³⁷の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

ア 物資等の備蓄等

本市は、市行動計画又は業務計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する³⁸。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる³⁹。

また、本市は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

【本市で必要と想定される救急搬送時に使用する感染症対策物資の一例】

① 隊員用の個人防護具

ディスポガウン・ズボン、グローブ、N95マスク、ゴーグル等

② 救急搬送患者に使用するための物資

感染症搬送装置(トランスバグ・アイソレーター等)、マスク、SpO2モニター、酸素吸入装置(ボンベ含む)等

③ 救急搬送時に使用する物品を消毒するための物資

消毒薬・滅菌装置(手指・資器材・空間等)、養生用品等

④ 救急搬送時に使用した物品を廃棄するための物資

医療用廃棄ボックス(廃棄業者との協定締結含む)等

³⁷ 備蓄に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

³⁸ 特措法第10条

³⁹ 特措法第11条

第2節 対応期

(1) 目的

本市は、備蓄状況の確認とともに、県と連携して必要な物資等の確保を行う。

(2) 所要の対応

ア 物資等の備蓄状況等の確認等

本市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。

イ 物資及び資材の供給要請

本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、備蓄する物資又は資材が不足し、的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について、必要な措置を講ずるよう要請する⁴⁰。

⁴⁰ 特措法第50条

第7章 市民生活及び社会経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時は、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。本市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

ア 情報共有体制の整備

本市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国及び県との情報共有体制を整備する。

また、本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

イ 支援の実施に係る仕組みの整備

本市は、新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に対して迅速に情報が届くように留意する。

ウ 物資及び資材の備蓄

本市は、備蓄している物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁴¹。

なお、この備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴²。

また、本市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、

⁴¹ 特措法第10条

⁴² 特措法第11条

マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

エ 生活支援を要する者への支援等の準備

本市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し、要配慮者の把握とともに、その具体的手続を決めておく。

オ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

本市は、県と連携し、秦野市伊勢原市環境衛生組合が管理運営する火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

第2節 初動期

(1) 目的

本市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

ア 事業継続に向けた準備等の要請

本市は、県が新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のあるものとの接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請した場合は、その取組に協力する。

イ 関連物資等の安定供給に関する市民等及び事業者への呼び掛け

本市は、市民に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動の呼び掛けを行うとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売り惜しみを生じさせないよう要請することを検討する。

ウ 遺体の火葬・安置

本市は、県を通じた国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、秦野市伊勢原市環境衛生組合等の関係機関と協議し、準備する。

第3節 対応期

(1) 目的

本市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定（地方）公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に努める。各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

ア 市民生活の安定の確保を対象とした対応

(ア) 心身への影響に関する施策

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

(イ) 生活支援を要する者への支援

本市は、県を通じた国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に、必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

(ウ) 教育及び学びの継続に関する支援

本市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限⁴³やその他長期間の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

(エ) 生活関連物資等の価格の安定等

本市は、市民生活及び社会経済の安定のため、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

合わせて、本市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要

⁴³ 特措法第45条第2項

に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

また、本市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。

さらに、本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売り惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令の規定に基づく措置等、適切な措置を講じる⁴⁴。

(オ) 埋葬・火葬の特例等

本市は、県を通じた国からの要請を受け、火葬場の管理者である秦野市伊勢原市環境衛生組合に対し、可能な限り火葬炉を稼働させる。

なお、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合は、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

また、県が遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施していることから、県と連携し、初動期の対応を継続する。

イ 社会経済活動の安定確保を対象とした対応

(ア) 事業継続に関する事業者への要請等

本市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染防止対策の実施を要請する。

(イ) 事業者に対する支援

本市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び社会経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講じる⁴⁵。

(ウ) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である本市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

⁴⁴ 特措法第59条

⁴⁵ 特措法第63条の2第1項

用語解説

○医療計画

医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。

○医療措置協定

感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

○疫学

健康に関連する状態や事象の集団中の分析や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。

○感染症危機

国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに重大な影響が及ぶ事態。

○感染症指定医療機関

市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

○感染症対策物資等

感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に不可欠であると認められる物資及び資材。

○帰国者等

帰国者及び入国者。

○季節性インフルエンザ

インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

○基本的対処方針

特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

○緊急事態宣言

特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新

型インフルエンザ等が国内で発生し、その全体的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

○緊急事態措置

特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

○健康観察

感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

○個人防護具

マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

○サーベイランス

感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者及び病原体)のレベルやトレンドを把握することを指す。

○酸素飽和度

血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。

○実地疫学専門家養成コース(FETP)

FETP(Field Epidemiology Training Programの略)は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、J I H Sが実施している実務研修。

○指定(地方)公共機関

特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

○住民接種

特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするための緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

○新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。

市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階から本用語を用いる。

○新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表

感染症法第44条の7第1項又は第44条の10第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第16条第1項に定める情報等を公表すること。

○新型インフルエンザ等緊急事態

特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

○新興感染症

かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。

○積極的疫学調査

感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。

○相談センター

新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

○双方向のコミュニケーション

地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

○衛生研究所等

地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提

供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関をいう。

○登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの。

○特定新型インフルエンザ等対策

特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

○特定接種

特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

○都道府県等

都道府県、保健所設置市(地域保健法施行令(昭和23年政令第77号)第1条に定める市)及び特別区。

○濃厚接触者

感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者

○パルスオキシメーター

皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器

○フレイル

身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

○プレパンデミックワクチン

将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。

新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。

○まん延防止等重点措置

特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生

し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

○無症状病原体保有者

感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって、当該感染症の症状を呈していない者をいう。

○有事

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

○予防計画

感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。

○リスクコミュニケーション

個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対策(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。

○臨床像

潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

○ワンヘルス・アプローチ

人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

○ICT

Information and Communication Technologyの略。

情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

○PCR

ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reactionの略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。

○ 5 類感染症

感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。新型コロナは、令和 5 年（2023 年）5 月 8 日に 5 類感染症に位置付けられた。

秦野市新型インフルエンザ等対策行動計画 対策項目別対応表

対策項目	準備期	初動期	対応期
1. 実施体制	・ 庁内検討会の常時設置 ・ 市行動計画等の作成・変更、体制整備 ・ 実践的な訓練の実施 ・ 国及び県等との連携強化	・ 市対策本部の設置 ・ 迅速な対策に必要な予算の確保	・ 市対策本部設置・体制の確立 ・ 県等と連携した適切な対策の実施 ・ 職員の派遣や応援への対応 ・ 収束時の対策本部廃止
2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	・ 国及び県と連携した市民等へ感染症に関する情報提供・共有 ・ 偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ・ 国からの要請によるコールセンター設置の準備	・ 迅速かつ一体的な情報提供・共有 ・ 偏見・差別、偽・誤情報への対応 ・ コールセンター等による双方向コミュニケーションの実施	
3. まん延防止	・ 基本的な感染対策（換気、手洗い等）の普及促進 ・ 有事における外出自粛等の対応への理解促進	・ 濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）の確認 ・ 国からの要請による業務継続計画に基づく対応の準備	・ 市民等に対する基本的な感染対策やテレワーク、時差出勤の勧奨 ・ 学校等へ休校等の要請 ・ 時期に応じたまん延防止対策の実施
4. ワクチン	・ 接種時に必要となる資材の確保準備 ・ 接種体制の構築・訓練の実施	・ 接種時に必要となる資材の確保 ・ 接種会場や医療従事者等の確保 ・ 要配慮者等を含めた接種体制の構築	・ 優先順位に基づく接種の実施 ・ 感染状況を踏まえ、接種会場の増設等を検討 ・ 接種記録の管理 ・ ワクチンの安全性（副反応等）の情報提供 ・ 健康被害救済制度への適切な対応

対策項目	準備期	初動期	対応期
5.保健	・保健所や医療機関等の関係機関との連携体制の構築 ・県が実施する健康観察及び生活支援への協力に向けた関係機関との連携体制の構築 ・研修や訓練等を通じた人材育成	・国の情報サイト等を通じた双方向コミュニケーションの開始 ・県が実施する健康観察・生活支援への協力準備	・コールセンター等における相談対応の実施 ・県が実施する健康観察・生活支援への協力
6.物資	・行動計画等に基づく必要な物資等の備蓄 ・救急搬送従事者用の個人防護具等の備蓄 ・定期的な備蓄状況等の確認		・必要な物資等の備蓄状況等を随時確認 ・物資や資材が不足する場合は県に対して供給要請
7.市民生活及び 社会経済の安定の確保	・国及び県との情報共有体制の整備 ・DXを活用した支援実施に係る手続等の仕組みの整備 ・市民等に対する食料品や生活必需品等の備蓄勧奨 ・要配慮者支援や火葬体制の準備	・事業者に対する事業継続に向けた準備等の要請 ・生活関連物資等の適切な購入の呼び掛け（買占め等防止） ・火葬能力超過に備えた一時安置施設の確保準備	・心身への影響に対する施策（メンタルヘルス等）の実施 ・国からの要請による要配慮者への生活支援や、教育の継続に関する支援の実施 ・物価安定等を図るための要請実施や適切な措置の実施 ・事業者に対する感染防止対策の要請と支援 ・水道の安定供給、火葬特例等の実施

新型インフルエンザ等対策行動計画
令和 8 年（2026 年） 月発行
編集・発行 秦野市こども健康部健康づくり課
秦野市桜町一丁目 3 番 2 号
電話 0463-82-5111（代表）
<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/>